

次期DV防止・支援基本計画 の基本方針（案）

平成28年度～平成33年度（第2次計画）

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の背景	4
3	定義	5
4	計画の位置づけ	5
5	計画の期間	5
第 2 章	計画の基本的な考え方	6
1	基本理念	6
2	基本計画	6
3	施策体系表	9

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。特に、配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス[以下、「DV」という。]）は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVは、家庭内で行われるケースが多いため、外部からその発見が困難であり、その実態が潜在化する傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があるといわれています。また、災害時においても、避難生活への不満や将来への不安から、避難所等でDV被害が発生するケースも見受けられます。

我が国においては、平成13年4月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成16年6月の改正では、「配偶者からの暴力」の定義を「身体に対する暴力」のほか「精神的暴力・性的暴力」も含めたものにするなど配偶者暴力防止及び被害者の保護について、一層の推進を図ることになりました。

続いて、平成19年7月の改正では、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護と自立支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務など、地域に根差した支援のため、市町村の果たす役割が重視されることになりました。

さらに、平成25年6月の改正では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者へもこの法律を準用することとし、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めました。

こうした動向を受けて、本市では、平成23年3月に策定された「ちば男女共同参画基本計画新ハーモニープラン後期計画」（以下「新ハーモニープラン」という。）の「基本目標1 男女平等と人権の尊重」の「施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」に基づいて、本市のDV防止・支援体制の更なる推進を図るために、平成24年7月に「千葉県DV防止・支援基本計画」を策定することとし、DV防止・支援の計画を推進してきました。

このように、あらゆる暴力の根絶をめざして、さまざまな取り組みを進めるなか、社会経済状況も大きく変わり、DV被害の複雑化・多様化が進み、DV対策に関する施策の更なる充実が必要となりました。こうしたことから、本市においてもこれまで以上に、配偶者や交際相手等からの暴力の防止、被害者の保護と自立支援などの総合的なDV対策の充実を図るため、新たに「ちばDV防止・被害者支援プラン」を策定するものです。

2 計画の背景

(1) 国の動き

平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。

続いて、平成16年5月のDV防止法改正において、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、さらに平成19年7月には、保護命令の対象者の範囲拡大と加害者に対する禁止行為の拡大が図られた第2次改正が行われました。また、基本計画策定が市町村の義務となり、市民に最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。

その後、平成25年7月の改正では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。

(2) 千葉県の動き

千葉県では、平成18年3月に「第1次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、続いて、DV防止法の改正に合わせて、平成21年3月には「第2次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、様々な事業に取り組んできました。

さらに、平成24年3月に「第3次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、相談・一時保護体制の維持強化を図りつつ、これまでの取り組みで明らかになった課題を克服するため、「若者を対象とした予防教育及び広報啓発の充実」「DV被害者の生活の安定に向けた支援の充実」「切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化」の3点を重点的に取り組んでいく方向性が示されています。

(3) 千葉市の動き

千葉市では、平成24年3月に「千葉市DV防止・支援基本計画」を策定し、「DVの根絶」を基本理念として、「暴力を許さない地域づくりの推進」「相談機能の強化」「被害者に対する切れ目のない支援の充実」「連携体制の整備」という4つの基本方針を設定し、DVの防止・支援を図ってきました。

3 定義

本計画では、「DV防止法」に規定する「配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力」、または、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力に加え、「交際相手からの暴力」（デートDV）も対象として含めることとします。

また、この計画における「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなどの「身体的暴力」だけでなく、不適切な言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、性的行為を強要する等の「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」も含むものとします。

4 計画の位置づけ

本基本計画は、千葉県男女共同参画ハーモニー条例第9条に規定する「ちば男女共同参画基本計画」の一部として位置づけられます。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

5 計画の期間

この計画は「ちば男女共同参画基本計画」の一部に相当するものであることから、計画期間を合わせる必要があるため、計画期間は平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

また、6年後の計画見直しに際しては、「ちば男女共同参画基本計画」との一体的な見直しも含めて検討を行います。

なお、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し等により、新たな事項を計画に盛り込む必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

DVは被害者の人権を侵害するものであり、その範囲も身体的暴力から精神的暴力、経済的暴力、性的暴力まで、幅広いものとなっています。

本市では、ちば男女共同参画基本計画の中で「男女平等と人権の尊重」の分野の最も重要な施策として位置付け、いかなる暴力も人権侵害ととらえ、暴力防止に向けた啓発活動や被害者への相談、保護、自立への支援など、総合的な支援体制を構築することとしています。

本計画では「DVの根絶」を基本理念として、DVのない社会を構築するため、積極的な施策の展開を図ります

2 基本計画

基本理念を実現するため、次の5つの基本計画を設定します。

基本計画Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進

配偶者等における暴力に関する調査によると、DV防止法の認知度は9割以上と高いものの、その内容まで知っているのは2割半ばにとどまっています。デートDVの認知度は約7割となっており、認知度は高まっているものの、内容まで知っているのは3割半ばとなっていることから、十分には認知されていない現状が課題としてあげられます。

また、暴力に対する認識については、「どんな理由があろうと、暴力に訴えることは許されない」との回答が最も多く約6割を占めているが、一方で「暴力をふるわれる側にも何か落ち度がある」との回答が3割近くを占め、依然として暴力を容認する考え方が根強く残っていることがうかがえます。

このような現状の中、子どもの頃から暴力を許さない早期予防教育として一人一人を大切にす人権教育や暴力防止への理解を広く市民に促すための普及啓発が必要です。

暴力は許さないという意識を社会全体に対して、周知・啓発を図り、いかなる暴力も許さない地域づくりを推進します。

基本計画Ⅱ 相談体制等の充実

配偶者等における暴力に関する調査の「配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度」では、「知っている」が4割近く、「知らない」が6割近くになっており、相談窓口の認知度がまだまだ低い状況です。

また、「被害者が安心して生活するために必要なこと」では、「被害者のための相談体制を充実させること」が最も多く、「被害者のための認知度を高める」についても5割以上の方々が要望している状況です。

このため、被害者を早期に、適切な支援に結びつけられるよう、さらなる相談窓口の周知を図るとともに、様々なニーズに応じた相談に適切な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

被害者が必要に応じて安全・適切に相談が受けられるよう相談窓口の周知強化及び相談体制の充実に取り組みます。

基本計画Ⅲ 被害者の安全確保の徹底

DVから逃れてきた被害者やその子どもたちが安心して心と体を休められるよう、安全確保をすることは最優先課題です。本市では、千葉県や民間団体と連携し、一時保護支援を行い、被害者やその同伴家族の安全を確保しています。

また、被害者の情報を聞きだし、被害者を連れ戻そうとする加害者も少ないないことから、加害者からの追跡等について、関係機関における情報の共有と情報管理の徹底は重要です。

配偶者暴力相談支援センター等で相談した被害者が緊急避難する際に、円滑かつ安全に一時保護できる体制を確保する必要があるとともに、被害者の安全確保のため、様々な市民サービスの窓口等において、個人情報保護を徹底し、情報が漏えいすることのない体制を整備します。

基本計画Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援

被害者が様々な相談窓口を訪れ、窓口ごとに事情を説明することは、疲弊をはじめとした二次被害を引き起こしたり、相談漏れが起きるなど、被害者の負担が増大する危険があります。

また、避難してから数か月は被害者の不安が大きい時期で、細やかな相談や同行支援などの援助を行いながら、一時保護から自立が図られるまで、きめ細やかな支援を必要としています。

さらに、被害者やその子どもたちの心身のダメージの大きさから、心身の不調が現れたり、不適応状態になったりすることがあり、適切なケアを行うことが求められています。

被害者の負担軽減のための相談手続き体制の整備を行うとともに、被害者の自立と生活再建の支援を行うほか、DV被害者等へのケアの充実に取り組みます。

基本計画Ⅴ 施策推進体制の整備

本市では、要保護児童対策及びDV防止地域協議会をはじめとして、市、関係機関、関係団体等が情報や考え方を共有し、DV防止と被害者支援の施策を進めていますが、DV被害者等の早

期発見や適切な保護等を図るためには、関係機関とのさらなる連携体制が必要となっています。

また、相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場においてDVの特性を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、業務に関する高い専門性が必要となっていることから、被害者支援を担う関係者の人材育成が必要となっています。

さらに、DV防止対策の施策を推進するには、DVを生み出す背景や原因、DVに関する実態を調査分析し、DVの防止や被害者支援、加害者対策に係る情報収集が必要です。

本市のDV防止対策を有機的に推進するため、関係機関との連携体制の構築や被害者支援を担う人材の育成及び効果的な施策検討を行うための研究に取り組みます。

3 施策体系図



